



参考

資料編

- 資料1 山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅰ期）
～公立学校教員の勤務時間の上限に関する方針等～（令和元年12月）
- 資料2 スクール・サポート・スタッフの配置事業
- 資料3 部活動指導員の配置事業
- 資料4 山形県における運動部活動の在り方に関する方針（概要版）
- 資料5 山形県における文化部活動の在り方に関する方針（概要）
- 資料6 地域学校協働活動について
- 資料7 教員の働き方改革プロジェクトチームについて

資料 1

山形県公立学校における 働き方改革プラン

(第 I 期)

～公立学校教員の勤務時間の上限に関する方針等～

山形県教育委員会

令和元年 12 月

目次

I はじめに 1

II 本県の公立学校教員の勤務状況

1 勤務状況調査より（平成28年度～平成30年度） 2

2 1か月の在校等時間の超過勤務時間が100時間を超える教員数 3

III 令和元年10月の在校等時間の超過勤務状況

プラン策定の目的と背景 3

IV プランの基本方針と目標、取り組み重点期間 5

V 重点取り組み

1 勤務時間管理の徹底 6

2 労働安全衛生管理体制の整備 6

3 休暇を取得しやすい環境整備 7

4 適切な部活動運営の推進 7

5 教員の事務負担の軽減 8

6 教材研究への支援 8

7 調査・通知、研修、研究会等の精選 9

8 支援を要する児童生徒への対応 10

9 地域人材の活用 10

10 啓発活動と好事例の収集・発信 11

I はじめに

平成28年の文部科学省の調査では、小学校教員の約3割、中学校教員の約6割が過労死ラインを超えて仕事をしているという教員の厳しい勤務実態が明らかになり、平成31年、文部科学省は、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を通知しました。このガイドラインでは、超過勤務時間について「1か月45時間を超えないこと」等の上限時間を示した上で、職務監督権者である教育委員会が、公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定することを求めています。

本県の公立学校においても、多くの教員が授業準備や部活動、生徒指導、進路指導、教育相談、保護者や地域との連携等のため、定められた勤務時間を超えて仕事をしている実態があります。県教育委員会では、平成18年度から学校マネジメント研修会を実施するなど、教員の多忙化解消に努めてきましたが、大きな削減にはつながっていませんでした。平成29年度に教育庁内に各課横断的な「働き方改革プロジェクトチーム（PT）」を設置し、「学校における働き方改革の取り組み手引」の策定、部活動指導員やスクール・サポーター・スタッフ、校務補助員などの人的支援、各PTA連合会等への説明会、働き方改革の基礎となる勤務時間管理などに取り組んできました。これらの取り組みによって、「学校における働き方改革」の意義は着実に浸透してきているものの、まだ十分と言える状況ではありません。社会全体として働き方が見直され、また教員が担うべき業務の明確化と適正化が進められているこの機会に、教育委員会のリーダーシップと働き方に関する教員自身の意識改革を通して、「子どものための」という教員の献身的な努力に過度に依存することのない、学校における教員の働き方の持続可能な仕組みをつくっていく必要があります。

教員の働き方を考えることは、教育の未来を考えることです。本県の学校教育が、これまでの歴史の中で地域や保護者と共に創り上げてきた豊かな学校文化を大切にしながら、教育委員会、学校、保護者・地域が一緒になって教員の働き方を見直すことで、教員が生き生きとした姿で教壇に立つことができるようにする。それが学校教育の質を向上させることにつながります。そして、一人一人の子どもに寄り添い、子どもの成長を共に喜ぶことができるという、教職の魅力をさらに高めていくことで、「山形県の教員になりたい」という方が一層増えることを願って、本プランの実現に取り組みまいります。

令和元年12月

山形県教育委員会
 教育長 菅間 裕晃

II 本県の公立学校教員の勤務状況

1 勤務状況調査より（平成28年度～平成30年度）

1 県内の公立学校教員の在校等時間*1の超過勤務時間*2（単位：時間）

下表は、平成28年度～30年度に県内の公立学校教員（常時勤務者）を対象に実施した勤務状況調査の結果です。土日を含む7日間の調査で、中学校や高等学校では勤務時間外における超過勤務時間が週あたり約15時間となっており、また、小学校では、他職種よりも持ち帰りでの業務負担が大きくなっています。

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	週当たり		週当たり		週当たり	
	超過勤務時間	持ち帰り業務	超過勤務時間	持ち帰り業務	超過勤務時間	持ち帰り業務
小学校	10.7h	3.9h	10.2h	3.7h	9.2h	3.6h
中学校	15.2h	2.0h	15.1h	2.0h	15.1h	2.1h
特別支援学校	6.7h	1.3h	6.3h	1.5h	6.7h	0.8h
高等学校	15.3h	1.2h	15.2h	1.3h	14.9h	1.3h

※ 調査期間：毎年10月～11月の7日間（10月：県立学校、11月：市町村立学校）

2 県内の公立学校教員の超過勤務の主な業務内容

上記の調査において、超過勤務に占める業務内容は、以下のとおりです。職種によってその内容は異なっており、小学校・特別支援学校では教材研究が、中学校・高等学校では部活動に係る時間が増えつつも多くなっています。

- 《 小学校 》 教材研究 > 学級事務 > 分掌事務・学年事務
- 《 中学校 》 部活動 > 教材研究 > 分掌事務
- 《 特別支援学校 》 教材研究 > 分掌事務 > 学級事務
- 《 高等学校 》 部活動 > 教材研究 > 校務分掌・発表会等

※ 左から、業務時間の多い順。ただし、項目選択形式による調査結果。

*1 在校等時間

：中央教育審議会の審議を踏まえて文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年1月25日）」で示された概念。「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（いわゆる「給特法」）及び「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」で定められている「勤務4項目」以外の業務が長時間化し、常態化していることに対して、校外での勤務や職務として行う研修参加、児童生徒の引率等の職務に従事している時間についても、いわゆる「勤務時間」として捉え、これを「在校等時間」としてまとめたもの。在校等時間には、職務として行う研修や校外学習、勤務時間内の部活動の競技大会・コンクール等への引率業務のほか、所定の勤務時間外の部活動の練習試合等への引率業務等も含まれる。

*2 在校等時間の超過勤務時間

：平成30年度までに山形県教育委員会が実施した調査では、「在校等時間の超過勤務時間」という明確な基準は設けていないが、これらの調査で対象とした教員の勤務時間外の勤務の実態は、文部科学省が定める「在校等時間の超過勤務時間」と同様であることから、本プランでは、「在校等時間の超過勤務時間」として表現を統一した。

2 1か月の在校等時間の超過勤務時間が100時間を超える教員数

下表は、平成30年度における1か月の在校等時間の超過勤務時間が100時間を超えた県立学校（高等学校及び特別支援学校）の教員数を表したものです。

調査対象（管理職を除いた常時勤務の教育職員）の約2,750人のうち、もともと繁忙な時期には約11.9%の教員が1か月あたり100時間を超える超過勤務を行っており、また、約6.7%にあたる185人の教員が1年間あたり720時間を超える超過勤務を行っています。

表 平成30年度における1か月の超過勤務時間が100時間を超える教員数（県立学校）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
194人	326人	229人	206人	92人	207人	266人	111人	86人	97人	37人	46人

3 令和元年10月の在校等時間の超過勤務状況

表 山形県公立学校教員の超過勤務時間調査より（令和元年10月）

超過勤務時間	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校
	人数（割合）	人数（割合）	人数（割合）	人数（割合）
100時間超	11人（0.3%）	136人（6.7%）	0人（0.0%）	208人（11.1%）
80時間超 100時間以下	76人（2.3%）	309人（15.3%）	2人（0.3%）	233人（12.4%）
45時間超 80時間以下	1,502人（45.3%）	1,025人（50.8%）	127人（16.2%）	765人（40.8%）
45時間以下	1,725人（52.1%）	547人（27.1%）	655人（83.5%）	671人（35.7%）
計	3,314人	2,017人	784人	1,877人
平均超過勤務時間	44時間55分	62時間09分	28時間28分	58時間52分

上表は、県内の公立学校教員*を対象に実施した令和元年10月の1か月あたりの超過勤務時間調査の結果です。調査結果は、自宅等への「持ち帰り業務」を除いたものであり、これまで県教育委員会が実施してきた同時期における一週間あたりの超過勤務時間（p2参照）と比較しても、決して公立学校教員の業務負担が軽減されているとはいえない状況を示しています。

探究的な学習活動、部活動等の大会や練習会、そして調査・照会等の増加など、従来の調査結果にあった「教材研究」や「部活動指導」、「分掌事務」の負担に加え、近年では、「支援を要する児童生徒・保護者」への対応に要する負担が増えていることも、教員の業務負担軽減が進まない要因として挙げられるようになってきています。

※ 調査対象者：県内公立学校の管理職を除く教育職員（常時勤務者）

教諭、主幹教諭、助教諭、常勤講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主任実習教諭、実習教諭、実習講師、主任寄宿舎指導員、寄宿舎指導員

III プラン策定の目的と背景

学校現場の多忙化解消に向け、県教育委員会では様々な施策*3を実施してきましたが、学校行事削減や業務の見直し等、学校の努力と工夫に負う内容も少なくありませんでした。それらの取組みの成果として、一定の業務削減は進んできたものの、労働基準法改正による労働時間の厳正化や社会環境の変化等も踏まえ、公立学校における働き方改革を、国や県による力強いリーダーシップの下で実現していく必要があります。また、教員の業務負担軽減の取組みについては、県教育委員会と市町村教育委員会が連携して進めていくことがより効果的であることから、「公立学校」を包括したプランを策定するものです。本プランでは、学校や教員を取り巻く以下の背景を十分に考慮した上で、学校における働き方改革が実効性あるものとなるよう、取組みを進めていくことを目的とします。

1 教員の業務負担の増加

県教育委員会が行ってきた勤務状況調査によると、教員の超過勤務時間の平均は、小学校で月あたり約40時間、中学校、高等学校で約60時間、特別支援学校で約30時間程度と捉えることができます。超過勤務の主な理由としては、部活動、教材研究、校務分掌等の業務が挙げられます。校務分掌等の業務においては、調査・統計等への対応、支援が必要な児童生徒・家庭への対応、学校徴収金の管理、給食時の対応、地域人材との連携など、多岐にわたっています。学校や教員が担うべき業務を明確化・適正化し、教員が抱えすぎている業務について、教育委員会が主導して業務削減に努めていかなければなりません。

2 教員の学びの時間の必要性

多様化・複雑化し、予測困難なこれからの社会を生き抜く子どもたちには、より探究的で創造性に富む資質・能力を身に付けさせることが重要であり、そのためには学校教育の質の向上が不可欠です。令和2年度には小学校で新学習指導要領が完全実施となり、中学校、高等学校でも新学習指導要領へと移行していきます。道徳の教科化、小中学校での外国語教育の早期化・教科化やプログラミング教育等、新しい教育内容が次々と実施され、総授業時数も増えていきます。教員には、幅広い経験や自己研鑽を積み、授業力の向上を通じて教育の質を高めていくための準備時間が、これまで以上に必要となつていきます。

3 教員採用試験志願者の減少

教員採用試験の志願者数は全国的にも減少傾向にあります。これは本県でも例外でもなく、令和元年度実施の採用試験の志願者数は、5年前と比べて約20%減、10年前と比べると約30%減となっています。志願者減少の要因は、民間企業の求人状況が好転していることもありますが、教員の長時間勤務などの問題化に伴う「教職離れ」が進んでいることも要因として考えられます。学校における働き方改革を進めることで教職の魅力を高め、教員を目指す人材を確保していくことは、本県にとって重要な課題です。

*3 本県の人的支援配置による勤務時間削減効果の例（勤務時間は「一人一週間あたり」とする）

スケール・サポート・スタッフ（調査対象：平成30年度からの継続配置校30校の教員）

→ 配置校の教員の令和元年度の勤務時間：平成29年度比 **4時間36分** 削減

部活動指導員（調査対象：平成30年度からの継続配置校の顧問50名）

→ 配置校の顧問の令和元年度の部活動指導時間：平成29年度比 **6時間16分** 削減

IV プランの基本方針と目標、取組み重点期間

教員の勤務状況の把握は、学校における働き方改革の基礎となるものです。現在、教員一人一人の出入退勤時刻については、各校で適切に把握されています。県の教育委員会としては年間の特定期間のみの調査にとどまっています。服務監督権者である教育委員会は、文部科学省が示す「在職等時間」の考え方に沿って、公立学校教員の勤務状況を適切に把握し、また、在職等時間の超過勤務時間の上限に関しても、文部科学省が示す基準に準拠した基本方針等を定め、これに沿った教員の適切な働き方に向けた必要な手立てを講じていきます。

1 公立学校教員の在職等時間の超過勤務時間の上限に関する基本方針（国のガイドラインに準拠）

在職等時間の超過勤務時間	基本方針	特例的な扱い ^(注)
1か月あたり	45時間を超えない	・100時間未満 ・複数月平均で80時間を超えない
1年間あたり	360時間を超えない	・720時間を超えない ・45時間を超える月は6月までとする

(注) 児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により、勤務せざるを得ない場合

2 具体的目標

これまでの本県の勤務状況調査に鑑みれば、教員一人一人が上記の基本方針に示す働き方を実現させるには、一定の時間を要することが想定されることから、今後3年間で本プランの第1期と位置づけ、具体的目標を設定するとともに、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校の全県を挙げた取組みを進めることが重要です。特に、教員が心身ともに健康で働くことのできる勤務環境にしなければならぬ、ということを第一に考え、「過労死ライン」となる月80時間を超える教員を0人にすることを目指しながら、基本方針に示した働き方の実現のため、実効性のある取組みを進めていきます。

(1) 取組み重点期間（第1期）における目標

令和4年度末までに複数月平均の在職等時間の超過勤務時間が80時間を超える教員0人を目指す

(2) 年度ごとの目標

- ① 1人あたりの1か月の在職等時間の超過勤務時間を前年度調査より20%削減する。
- ② 1人あたりの1か月の在職等時間の超過勤務時間が80時間を超える教員数について、令和2・3年度は前年度比40%減としながら、令和4年度末までに0人を目指す。

※ 令和2年度の調査結果は、令和元年度10月の超過勤務状況調査結果を比較対象とする。

3 取組み重点期間（第1期）

令和2年度～令和4年度までの3年間で本プラン（第1期）の取組み重点期間とする。

※ ただし、法令改正等の状況に応じて、期間内に基本方針の再検討を行うこともある。

※ 令和5年度以降については、本プランの年度ごとの達成状況等を検証し、検討する。

V 重点取組み

1 勤務時間管理の徹底

勤務時間*4の管理は、教員の働き方改革の基礎となるものである。勤務時間を適切に把握し、勤務時間を意識した働き方を進め、持ち帰り業務等を助長することなく、長時間勤務を縮減していかねばならない。また、保護者や地域の方々にも、教員の勤務時間について理解いただくことが必要である。

〈教育委員会*5としての取組み*6〉

- ① タイムレコーダーや校務支援システム、その他のICT等を活用した教員の勤務時間を客観的に把握するシステムの導入を通して、正確な勤務時間管理と教員の負担軽減を進める。
- ② 留守番電話の導入校を拡充し、勤務時間外の電話対応に係る超過勤務を削減する。
- ③ 県教育委員会に毎月提出される県立学校教員の勤務時間状況を確認し、必要に応じて学校への助言等を行い、学校と連携しながら長時間勤務の常態化を防ぐ。
- ④ 県立学校教員の勤務時間状況を、働き方改革通信「どだなだ」で定期的に発信する。

〈学校における取組み〉

- ① 管理職は、自校の教員の勤務時間を管理し、長時間勤務者に対しては、業務負担軽減等の対応を行う。
- ② 各校の実情に応じた完全退校日や完全退校時刻を設定する。

2 労働安全衛生管理体制の整備

労働安全衛生法により、超過勤務時間が80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる職員については、医師による面接指導の対象となっており、教育委員会はその体制整備を、管理職は職員の保健及び安全保持への適切な運用を行わなければならない。

〈教育委員会としての取組み〉

- ① 超過勤務時間が一定時間を超え、医師の面接指導を必要とする教員がいる場合、面接指導の申し出を行うよう学校に対する助言を行う。
- ② メンタルヘルス不調の未然防止のため、ストレスチェック制度を実施できる体制整備と、職場改善につなげるための情報提供を行う。
- ③ 医師会との連携等により、産業医による面接指導体制の整備を行う。
- ④ 医師の面接指導について、事務手続きの簡略化等により、事務担当者の負担軽減を図る。

〈学校における取組み〉

- ① 管理職は、教員の健康を守るという観点から長時間勤務者を把握し、医師の面接指導を必要とする教員が申し出を行うよう該当職員に勧奨を行う。
- ② 管理職は、ストレスチェック制度の実施率向上に向けた働きかけを行うとともに、所属の集計・分析結果を職場の環境改善につなげる取組みを行う。

*4 勤務時間
：「V 重点取組み」内で用いている「勤務時間」は、文部科学省が示す「在校等時間」として扱うものとする。

*5 教育委員会
：服務監督者としての「教育委員会」のことであり、県立学校にあっては「山形県教育委員会」、市町村立学校にあっては「各市町村教育委員会」を指す。

*6 教育委員会としての取組み
：「県教育委員会」独自の取組みについては白抜き丸数字で①、②、・・・、「市町村教育委員会」の取組みにも関わる部分は黒文字丸数字で①、②、・・・で示している。

3 休暇を取得しやすい環境整備

教員が十分に休みことのできる環境を整えることは、教育の質を向上させるためにも不可欠である。教員が自分の人生を豊かにし、また、十分な休養で心身の疲労回復を図り、ワークライフバランスを充実させるという観点から、教員がしっかりと休みことのできる環境を整備しなければならぬ。

〈教育委員会としての取組み〉

- ① 週休日の振替期間の延長等、休暇取得のための規則改正を検討、実施する。
- ② 長期休暇中における休暇取得や諸々の休暇制度について、通知等を通じて周知を行い、休暇を取得しやすい環境をつくる。
- ③ 各校の長期休暇中における学校閉庁日の設定状況を集約するとともに、効果的な閉庁日設定を促進する。

〈学校における取組み〉

- ① 管理職は、職員の状況に応じた適切な勤務日の振替や割振り変更、休暇取得について、積極的に声掛けを行う。
- ② 管理職や主任・課長等のミドルリーダーが率先して休暇取得を行い、休暇を取得しやすい職場づくりに努める。

4 適切な部活動運営の推進

県の部活動方針が策定され、休養日・活動時間等、方針の示す基準の下で活動が進められており、少しずつはあるが部活動に従事する時間が縮減されている。今後さらに部活動に係る教員の負担を減らしていくためには、地域社会と関係団体の理解と協力を得て、教員の努力に過度に依存しない部活動の在り方を検討し、実現していかなければならない。

〈教育委員会としての取組み〉

- ① 「(運動・文化)部活動の在り方に関する方針」を踏まえた部活動運営が適切に行われるよう定期的にフォローアップ調査を行う。
- ② 中学校及び高等学校への部活動指導員の配置拡充と効果的な活用についての周知を図り、指導体制の充実と顧問の負担を軽減する。
- ③ 関係団体に対し、地域人材の発掘・登録を行う「リーダーバンクやまがた」の周知を行い、部活動指導員及び外部指導者の人材確保を図る。
- ④ 拠点校型部活動体制や合同チームによる大会出場等について、顧問の負担軽減に向け、中体連等の関係団体との調整を図る。
- ⑤ 部活動に代わり得る活動を地域で実施するための検討委員会を設置し、学校、地域、地域スポーツクラブ及び競技団体の役割や協力体制、地域と連携した活動環境の検討・整備を行い、併せて大会数や参加の在り方等について、教員の負担軽減に向けた協議を進める。

〈学校における取組み〉

- ① 学校設置者の方針を遵守した適切な部活動運営について、管理職の責任のもと、確実に実施する。
- ② 部活動設置数を見直し、複数顧問の配置や部活動運営に係る体制について十分に検討し、教員の業務負担を軽減していく。

5 教員の事務負担の軽減

教員は、校務分掌等に関する事務、生徒指導や進路指導に関する事務、成績処理に関する事務など、多種多様な事務を抱えている。人的措置、業務の見直し、ICTの活用、学校と教育委員会との連携など、様々な観点から教員の事務負担を軽減していかなければならない。

〈教育委員会としての取組み〉

- ① 国に対して教員の定数増を求めていくとともに、スクール・サポート・スタッフや校務補助員の配置を拡充^{*7}し、教員の業務負担を削減する。なお、スクール・サポート・スタッフや校務補助員のほか、進路指導事務補助員等の人的支援の拡充にも取り組む。
- ② 統合型校務支援システム⁸の導入で校務処理の標準化を図るとともに、システムサポーターの一元管理により、教員の事務処理の負担軽減を推進する。
- ③ 作品募集やコンクールへの出場、児童生徒及び教員の参加依頼等について、教育庁内で情報を共有し、主催する外部機関等に精選等を求める。また、主催・運営等について、社会教育諸団体等による実施を求めていく。
- ④ 学校給食費の公会計化の推進について、各市町村長及び各市町村教育委員会に対して、国の「ガイドライン」を周知する。また、公会計化の実施に向けた体制整備等、適切な事務処理が進められるよう、先進事例を収集し、情報提供を行う。

〈学校における取組み〉

- ① 特定の教員に業務負担がかからないよう、外部人材の積極的活用や適切な校務分掌の配置、学年・分掌等の業務の分担や平準化を行う。
- ② 作品募集やコンクールの出場、児童生徒及び教員の参加依頼等について、教育課程と関連した取組みとなるよう精選し、さらに保護者の協力や地域の社会教育諸団体等との連携による対応などにより、教員の業務負担を軽減する。
- ③ 校内における文書事務等の簡素化を図る。また、毎年実施される定型的な調査に対して、校内での回答方法の整理や校内LAN上のフォルダ整理を行い、担当者の負担を軽減する。

6 教材研究への支援

教員が自らの授業力を向上させるための支援を十分に受けられる体制を構築することは、学校における働き方改革の目的でもある「教育の質の向上」につながる重要な取組みと言える。また、効率的に授業の準備ができる環境を整備することは、長時間勤務の削減に資するものである。

〈教育委員会としての取組み〉

- ① 小中学校においては、各教育事務所での指導主事が中心的役割を担い、市町村教育委員会と連携し、授業改善に向けた指導・支援の体制を構築する。
- ② 初任者研修や経験者研修において、若手教員が悩みを共有する場を設け、指導主事による助言や指導を行う。
- ③ 小学校における外国語の教科目化など新学習指導要領の完全実施に伴い、国や県の財政的な措置を積極的に活用して専科教員等の人的な支援を行い、教員の負担軽減を図る。
- ④ 授業研究会等で他校の実践事例についての情報提供を行うなど、授業の参考となる具体的な支援に努める。また、学校からの要請に対する指導主事等による支援体制の充実を図り、教員の教材研究に係る負担を軽減する。

〈県教育センターとしての取組み〉

- ① 県教育センターのホームページを活用し、公立学校教員が様々な教材をダウンロードできるように、環境を整備する。
- ② カリキュラムサポート事業として、学校等への出張講座等を実施し、教員や学校の課題に応じた研修を積極的に支援するとともに、教員一人一人の自主的な研修を支援する。

〈学校における取組み〉

- ① 校内における授業研究会等で実践事例等の情報を共有するとともに、有効な教材等の蓄積と活用しやすい環境づくりを行う。
- ② 若手教員に対する指導（OJT）を計画的かつ組織的にを行い、効果的な支援となるよう努め、若手教員の負担を軽減する。

7 調査・通知、研修、研究会等の精選

教育委員会が主催する研修や、教育委員会が発出する調査依頼等が、教員に過度な負担をかけるのではないか、削減できる研修や調査はないか、慣例にとらわれないこととなく抜本的に見直し、教員の専門性を高める研修の機会を確保した上で、整理・統合を進める。

〈教育委員会としての取組み〉

- ① 「学校経営計画指導」の訪問に伴う資料の整理や統合、既存の資料の活用等、資料の簡素化による業務負担軽減を行う。
- ② 教育委員会が主催する各種研修等について、研修内容の見直しや精選^{*8}、市町村教育委員会との重複等の整理、研修時期や参集範囲の適正化を図り、参加者の負担を軽減する。
- ③ 教育委員会による調査・統計への回答業務の負担軽減に向けて、各課横断的に検討し、調査・照会等の厳選、調査時期や内容を整理^{*9}する。

〈学校における取組み〉

- ① 「学校経営計画指導」での資料等については、既存の計画書・報告書、学校だより等を活用することにより、資料の簡素化を図る。
- ② 校内研修の実施時期、回数等の見直しを図る。

*7 人的配置の増移（令和元年11月末時点）

	平成30年度	令和元年度
◇ スクール・サポート・スタッフ（小中学校）	30 校	→ 36 校（+6 校）
◇ スクールカウンセラー（中学校）	56 校	→ 67 校（+11 校）
◇ スクールソーシャルワーカー（小中学校）	33 名	→ 30 名 ※令和元年度的人数は山形市を除いた数
◇ 校務補助員（高等学校）	27 校	→ 35 校（+8 校）
◇ 部活動指導員（中学校）	50 校	→ 88 校（+38 校）
◇ 部活動指導員（高等学校）	0 校	→ 2 校（+2 校）
◇ 特別支援教育支援員（高等学校）	11 校	→ 14 校（+3 校）

*8 研修の回数や内容の見直し等

：初任者研修の校外研修を22日→17日に変更、中堅教諭等資質向上研修の校外研修を10日→8日に変更、校内研修についても研修日数を柔軟に対応できるように変更、(R00年度から)(義務教育)
：評定者研修会の開催場所を県内3地区（中山、鹿嶋、庄内）から、4地区（中山、鹿嶋、最上、庄内）に増やし、参加者の負担軽減を図った（R1年度）。

*9 調査・照会等の削減状況（教育庁各課から提出された調査・照会等）

：H29年度比20削減（総務5、教職1、文化財・生涯2、義務3、高校1、福利3、スポ保5）

8 支援を要する児童生徒への対応

特別な支援を必要とする児童生徒等や、生後指導上で課題のある児童生徒等への適切な対応のためには、専門的な人材を含めた外部人材の支援が不可欠である。教育委員会は、その支援を実現するための環境を整備し、学校は、それら人材の適切な活用を図る。

〈教育委員会としての取組み〉

- ① スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の支援員の拡充を進めるとともに、配置されている支援員の効果的な活用を促す。スクールロイヤーについては、国の動向を注視しながら研究を進める。
- ② 各教育事務所に青少年指導担当（警察OB）及びエリアスクールソーシャルワーカーを配置し、警察や福祉部局、児童相談所等をはじめとする関係機関との情報共有を一層推進し、迅速かつ適切な対応をとる。

〈学校における取組み〉

- ① 教員が一人で抱え込まないよう組織的に対応するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材を効果的に活用する。
- ② 特別な支援を要する児童生徒等への対応については、常に校内で情報を共有し、組織的な対応につなげる。また、教育委員会との連携により、適切に対応する。

9 地域人材の活用

地域ボランティア等は、学校にとって有力な人的支援になるが、人材探しや連絡調整、仕組みづくりの段階で学校への負担が生じることも少なくない。教育委員会が主導し、学校を支援するための仕組みを作っていくことが教員の負担軽減につながる。

〈教育委員会としての取組み〉

- ① 地域づくりと学校支援を一体的に行う地域学校協働活動を推進し、コーディネート役を担う地域学校協働活動推進員や学校ボランティアといった地域人材の発掘と人材バンク設置による学校への配置、紹介等を行う。
- ② 地域及び学校ボランティアの活動をコーディネートする地域学校協働活動推進員を委嘱するとともに、推進員の能力向上のための研修会の実施や業務遂行のための関係機関とのネットワーク構築といった、地域や学校の実情に応じた業務内容や分担等の体制整備を行う。
- ③ 地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの好事例の紹介を通して、地域人材の有効活用を促進するとともに保護者・地域人材との協働による学校運営の支援を行う。

〈学校における取組み〉

- ① 地域ボランティア等との連絡・調整を地域学校協働活動推進員が担うことで、打合せの時間削減等、教員の負担軽減を図る。
- ② 教員の業務負担を軽減するため、地域ボランティアを効果的に活用する。

*10 P.T.A.連合等での説明（令和元年度実績）
 : 馬高中学校P.T.A.連合会（5月）及び県内すべての郡市P.T.A.連合会等（5月～11月）の総会・研修大会等で協力を依頼した。
 : H30年度は県内9か所、R1年度は県内13か所で実施。

10 啓発活動と好事例の収集・発信

保護者や地域社会の理解なくして、「学校における働き方改革」は実現できない。働き方改革に係る取組みがよりよい教育活動を行うためのものであることを、様々な場面で啓発活動や成功例の発信を通して周知するとともに、各校の取組みの活性化を図る。

〈教育委員会としての取組み〉

- ① 『学校における働き方改革の取組み手引』の定期的な改訂を進め、効果的な取組みの実践事例の集約と発信を行う。
- ② 各校における働き方改革の推進や教員の意識啓発に役立つ内容を働き方改革通信「どなただ」で定期的に発信する。
- ③ P.T.A.の会議等で学校における働き方改革への理解と保護者による業務分担の依頼^{*10}を行い、教員の業務負担軽減を推進する。
- ④ 学校評価において、働き方改革の視点を盛り込んだ事例等を発信する。
- ⑤ 新採管理職研修や校長会・教頭会等において、働き方改革の事例等を積極的に提示し、管理職のマネジメント力向上を図る。

〈学校における取組み〉

- ① すべての教員が働き方改革の視点に立った学校行事や業務等の削減及び統廃合等に向けた意見を発信、実践する。
- ② 学校評価において、働き方改革の視点に立った目標を設定し、評価を行う。
- ③ 「P.T.A.だより」等を活用して教員の働き方改革についての趣旨やP.T.A.・地域との連携による好事例を発信し、P.T.A.や地域への理解と協力を依頼する。

資料 2

スクール・サポート・スタッフの配置事業

スクール・サポート・スタッフの配置により、これまで教員が1人で実施してきた業務を分担することが可能となり、児童生徒と向き合う本来の業務に、これまで以上に注力できると思われる。

文部科学省の事業として、「小中へのスクール・サポート・スタッフの配置」について予算化されている状況を踏まえ、今年度以降の本県の小・中学校への配置を進めていく。

- ※ 配置にあたっては、より多くの教員が、効果を実感できるよう、規模の大きな小・中学校から配置を進めていく。
- ※ 高等学校については、現在の「校務補助員配置事業」により配置されている補助員の業務内容について見直しを図るとともに、配置校の拡大を図る。
- ※ 各学校において適切な業務が遂行できるよう、県教育委員会において指針を策定するとともに、市町村教育委員会と連携し、具体的な指導・助言を行う。

平成31年度 主要事業

教職員働き方改革推進事業 ～スクール・サポート・スタッフの配置～

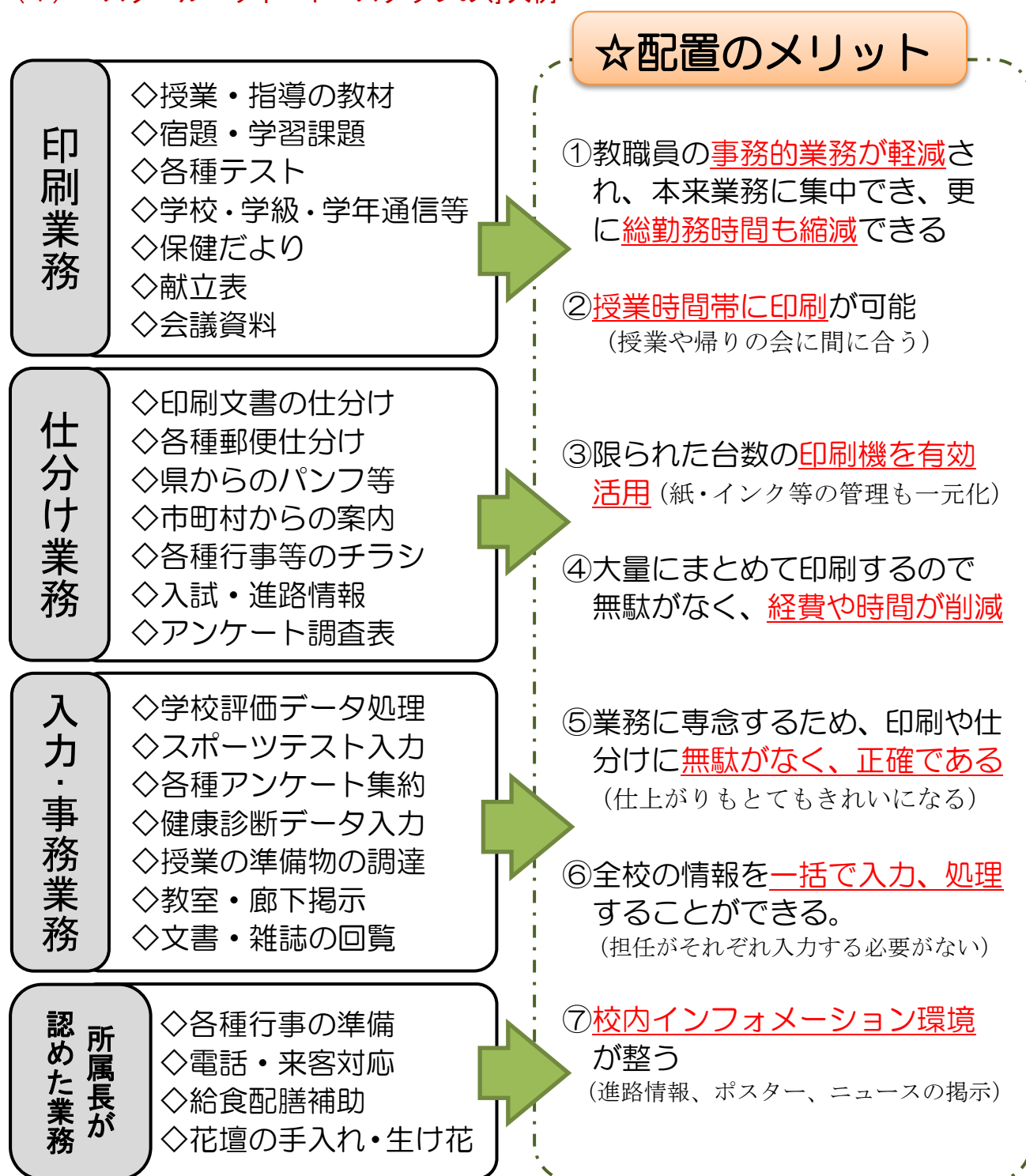
目的

- これまで教員が一人で実施してきた業務を分担することで、児童生徒の学力向上に向けた、本来の仕事に注力できるようにする。

事業内容

- 事業実施主体 県教育委員会
- 配置計画
 - ・ 小学校26名 + 中学校10名 = 計36名
 - 【配置方針】 大規模校（19学級以上）に1名ずつ配置
- （参考）
 - 高校は「教師のゆとり創造校務補助員」を増員 35名【+8名】
 - 特別支援学校は「ステップアップ雇用事業」により卒業生を雇用 6名【増減なし】
- 勤務日数等
 - 基本パターン：1日6時間 週5日 年間40週

(1) スクール・サポート・スタッフの導入例



☆ 期待される効果

・教員の負担**減**

これまで教員が1人で実施してきた業務を分担することで、本来の業務に注力することができる。

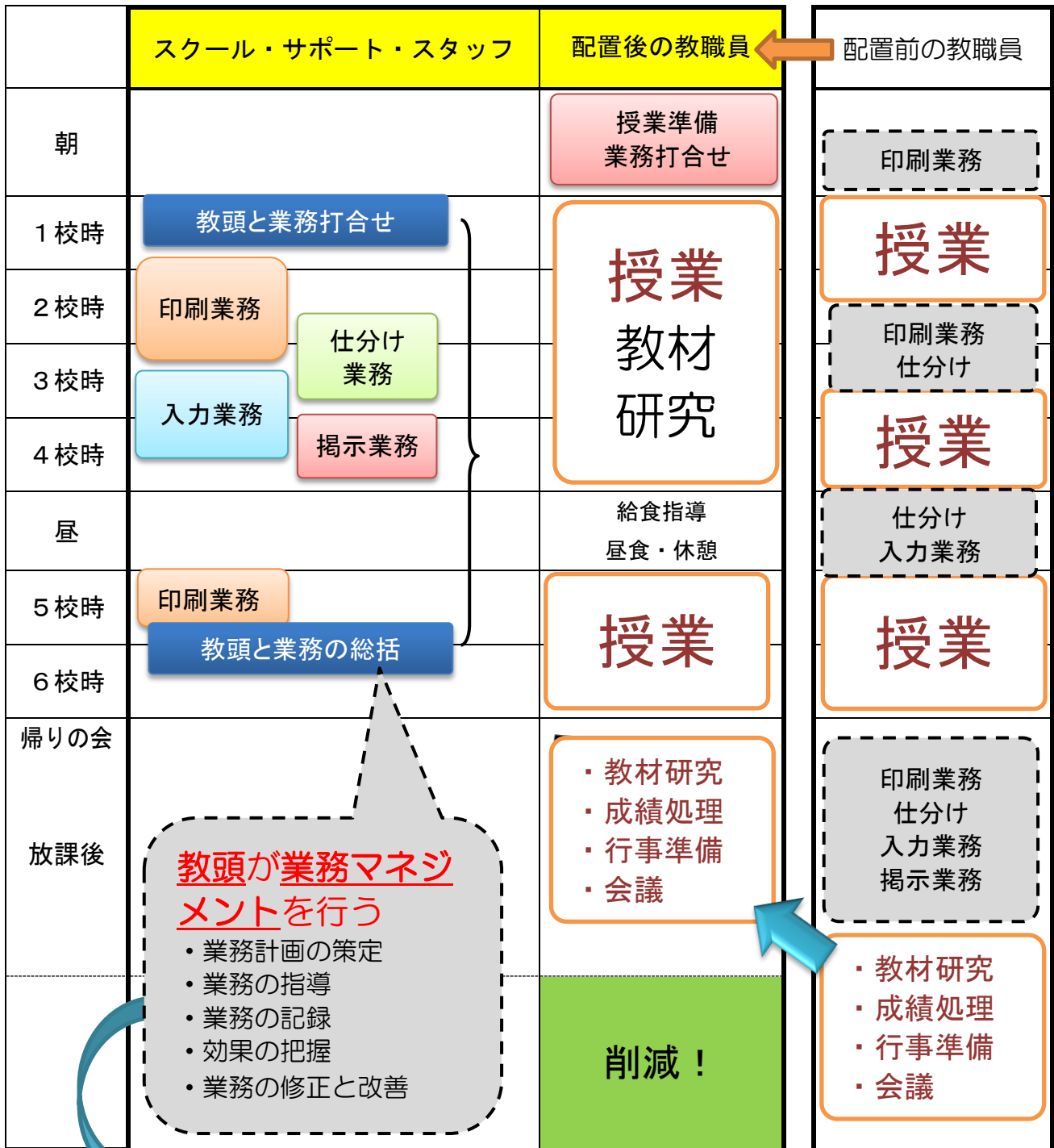
・児童生徒と向き合う時間の**増**

児童生徒のためにやりたいと思っていた教育活動に専念する時間が増加する。

・児童生徒への**好影響**

「先生がよく話を聞いてくれる」「授業がよくわかる」「学校へ行くのが楽しい」

1日の業務イメージ（1日6時間勤務の例）



- スクール・サポート・スタッフが効率よく業務を行うための留意事項（他県の事例）
- ① 業務依頼票の活用・・・使いやすい様式
 - ② ホワイトボードで業務の「見える化」・・・教員、スクールサポート・スタッフ双方が業務を把握
 - ③ 最初の業務が大切・・・最初は一緒に行い、業務を確認しコツなどを伝える
 - ④ スクールサポート・スタッフの座席の工夫・・・声をかけやすい、作業をしやすい環境づくり
 - ⑤ 積極的な業務依頼の呼びかけ・・・頼みやすい雰囲気づくり
 - ⑥ スクールサポート・スタッフへの感謝・・・モチベーション、コミュニケーションを高める
 - ⑦ スクールサポート・スタッフの得意分野を生かす・・・得手、不得手を把握する

資料 3

2 部活動指導員の配置事業

部活動指導員を配置し、部活動を担当する教員を支援することで、部活動指導体制が充実し、部活動の質的な向上につながる。また、休日の大会等の引率や練習等、部活動の管理・運営について部活動指導員が対応することで、顧問の教員は休日に休むことが可能となり、教員の業務負担の軽減が図られる。

文部科学省の事業である教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）の予算内容を踏まえ、本県の中学校への部活動指導員の配置について、実施主体である市町村教育委員会と連携を図りながら進める必要がある。

令和2年度当初予算 主要事業

部活動指導員配置促進事業（継続）

目的

- 教員の多忙化の要因の一つとなっている部活動の指導について、適数の部活動指導員（学校教育法施行規則第 78 条の 2 に規定する者）を公立中学校及び県立高等学校に配置することにより、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図る。

事業内容

- 事業実施主体 学校設置者（市町村教育委員会（県立学校は県教育委員会））
- 配置計画
 - ・全公立中学校 95 校に配置（市町村立中学校 94 校 県立中学校 1 校）
 - ・県立高校 4 校に配置
- 任用・服務
 - ・任用 ⇒ 学校設置者が、原則、会計年度任用職員のパートタイムとして任用する。
 - ・職務 ⇒ 校長の指揮監督の下に、部活動の管理・運営を行う。
- 勤務日数等
 - 基本パターン：1 回 2 時間 週 3 日 年間 35 週 年間 210 時間
（県教育委員会の補助対象時間の目安）

(1) 部活動指導員任用の考え方

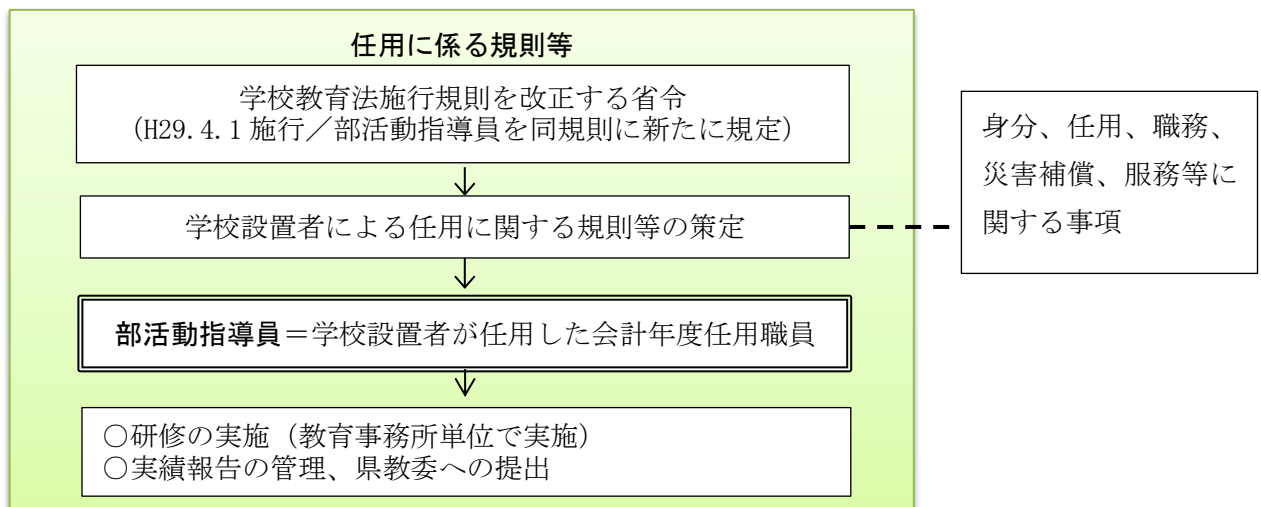
○ 任用の考え方

部活動指導員の任用については、教員の負担軽減を第一に考え、部活動の管理・運営を職務とし任用する。

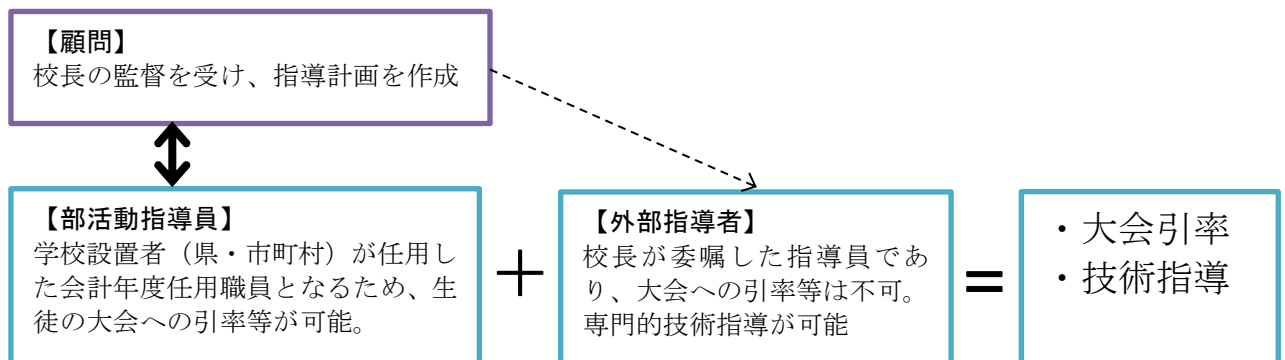
○ 人選（人材確保）と任用に係る規則等

ア) 人選と任用

求められる業務	部活動の管理・運営（①担当教諭への報告・連絡・相談 ②生徒の掌握 ③練習メニューの進行状況の確認 ④怪我への対応）
求められる資質・責務	学校教育への理解（①学校教育に関する十分な理解を有する者 ②コミュニケーション・リーダーシップ・観察力・行動力・危機管理能力・守秘義務）
人材の確保	指導経験者等（①退職教員・非常勤講師 ②外部指導者 ③スポーツ指導者（広域スポーツセンター「リーダーバンクやまがた」登録指導者、総合型地域スポーツクラブ、民間スポーツクラブスタッフ）



イ) 顧問と部活動指導員と外部指導者との役割分担



※ 部活動指導員は、単独での大会引率等も可能

(2) 部活動指導員の導入例

休日の大会等の引率や練習等、部活動の管理・運営について部活動指導員が対応することで、顧問の教員は休日に休むことが可能となる。

現在の教員		導入後		
時間	現在の教員	時間	教員 (顧問)	部活動指導員
8時	登校	8時		
9時	ミーティング 練習監督 怪我対応 帰宅指導	9時	登校不要	ミーティング 練習監督 怪我対応 帰宅指導
10時		10時		
11時		11時		
12時	退校	12時	部活動指導員の勤務体系の例 210時間/年の場合 ・1日あたり:2時間 ・1週当たり:3日 ・年間勤務週:35週 ただし、学校の実態に応じて週末の大会引率6時間等、柔軟な運用も可能(原則として運動部活動方針の遵守をしていること)	
13時		13時		
14時		14時		
15時		15時		
16時		16時		
17時		17時		

ケース1

休日に、外部でサッカー部の練習試合があり、部活動指導員が引率となり(顧問は付かない)、外部指導者を依頼し活動している。

ケース2

休日に、校内で吹奏楽部の練習があり、顧問は付かず部活動指導員が管理・運営し、活動している。

ケース3

平日に、体育館で卓球部が活動しているが、顧問は付かず部活動指導員が管理・運営をしている。

(3) 部活動指導員配置マニュアル

1 指導員配置までの準備

【適切な運営のための体制整備】

- ・学校の部活動に係る活動方針の策定
- ・学校における部活動指導員が担う業務内容の整理
- ・校務分掌表等への部活動指導員の明記
- ・部活動指導員用危機管理マニュアル、緊急連絡網等の整備
- ・生徒、保護者への周知
- ・勤務時間調査の実施（指導員配置前の部活動に係る時間把握）
- ・指導員活用計画書、月次業務計画書の作成、提出

【任用に関する手続(提出書類)】

- ・内申伺い
- ・健康診断書
- ・通勤実情届
- ・履歴書
- ・誓約書

2 指導員配置期間

【研修に関すること】

- ・校内研修実施(業務開始前1回)
- ・校外研修の実施(教育委員会等)

【月毎の業務】

- ・月次業務計画の作成、報告
- ・月次業務実績書の作成、報告
- ・報酬等の支払い

【四半期毎の業務】

- ・事業状況業務報告書の作成、報告

【効果検証に関すること】

- ・勤務時間調査の実施(文部科学省指定期間) 6月・10月

3 指導員配置期間終了後

【報告書類】

- ・部活動指導員実績報告書の作成、報告
- ・勤務時間調査の報告

山形県における運動部活動の在り方に関する方針 概要版

部活動の意義

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動です。

特に、運動部の活動は、スポーツに興味と関心のある同好の生徒が、スポーツを通じた交流や、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を体験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動です。

1 適切な運営のための体制整備

- ◆ 運動部活動方針の策定
- ◆ 指導・運営に係る体制の構築
- ◆ 外部人材の確保
- ・ リーダーバンクやまがたの活用

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み

- ◆ 生徒の心身の健康管理と事故防止
- ◆ 指導者の体罰、ハラズメントの根絶
- ◆ 指導者の資質向上、各種手引きの活用

設置者の取組み

- ◆ 部活動の在り方に関する方針を策定
- ・ 部活動指導員の任用、研修会の開催等
- ◆ 学校や地域の実態に応じた地域スポーツ団体との連携
- ・ 民間事業者の活用によるスポーツ環境の整備等

方針の目的

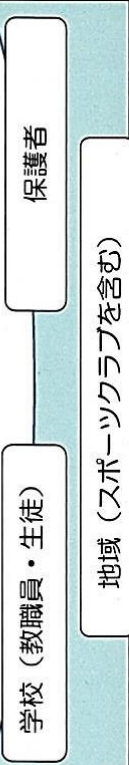
- ◎ 生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築
- ◎ 教員の働き方改革の推進

3 適切な運動部活動の運営

週あたりの休養日	中学校 平日 1 日以上、週休日（土・日曜日） 1 日以上	高等学校
1 日の活動時間	平日 2 時間程度、週休日等 3 時間程度	
始業前練習	禁止	
保護者会主催の練習会	主催しないよう理解と協力を求める	
部活動を補完するクラブ等の活動	部活動の活動時間と併せて上記基準内とすること	



共通理解・連携・協力



学校の取組み

- ◆ 部活動の在り方に関する方針を策定
- ・ 部活動運営委員会（仮称）の設置
- ・ 活動方針及び活動計画等を学校の HP へ掲載する等
- ・ 運動部活動顧問は活動計画等を定期的に校長に提出する等



- 4 運動部活動における事故防止
 - ◆ 活動前・活動中・荒天時における配慮事項
 - ◆ 事故発生時の連絡体制と応急手当
- 5 生徒の二一を踏まえたスポーツ環境の整備
 - ◆ 合同部活動、拠点校の体制整備
 - ◆ 学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境の整備
- 6 学校単位で参加する大会等の見直し
 - ◆ 複数校合同チームの大会参加等の在り方を検討
 - ◆ 各学校の運動部が参加する大会の精査

山形県における文化部活動の在り方に関する方針 概要



方針の目的

- ◎ 生徒にとって望ましい部活動の実施環境の構築
- ◎ 教員の働き方改革の推進

部活動の意義

学校教育の一環として行われ、生徒同士や生徒と教員等との交流の中で、異年齢との交流の中で、異年齢との好ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動です。

特に、文化部活動は、分野や活動目的、生徒のニーズ、指導者や顧問の関わり方、活動頻度や活動時間など、極めて多様なことが特色ですが、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成するという意義があります。

1 適切な運営のための体制整備

- ◆ 文化部活動の方針の策定等
- ◆ 指導・運営に係る体制の構築

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み

- ◆ 適切な指導の実施
- ◆ 文化部活動指導のための各種手引きの活用

設置者の取組み

- ◆ 文化部活動の在り方に関する方針を策定
- ◆ 学校や地域の実態に応じた地域芸術文化関係団体との連携

3 適切な文化部活動の運営

	中学校	高等学校
週あたりの休業日	平日1日以上、週休日(土・日曜日)1日以上	
1日の活動時間	平日2時間程度、週休日等3時間程度	
始業前練習	禁止	
保護者会主催の練習会	主催しないよう理解と協力を求める	
部活動と同様の「地域芸術文化関係団体」の活動	部活動の活動時間とあわせて上記基準内とする	

中文連・高文連

部活動指導員・外部指導者等

地域芸術文化関係団体

共通理解・連携・協力

学校(生徒、教職員)

保護者

地域

協働・融合

4 文化部活動における事故防止について

- ◆ 活動前における配慮事項
- ◆ 活動中における配慮すべき事項
- ◆ 天候等を配慮した指導について

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- ◆ 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置
- ◆ 地域との連携等

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- ◆ 複数校合同グループでの大会参加等の在り方を検討
- ◆ 各学校の文化部が参加する大会等の精査

学校の取組み

- ◆ 文化部活動の在り方に関する方針を策定
- ◆ 部活動運営委員会(仮称)の設置
- ◆ 活動方針および活動計画等を学校のH Pへ掲載する等
- ◆ 文化部活動顧問は、活動計画等を定期的に校長に提出する等